

今後の主な検討課題

<目 次>

- 評議員会の員数に係る経過措置・・・・・・・・・・1
- 会計監査人の設置法人・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 控除対象財産の算定方法・・・・・・・・・・・・・・10
- 地域協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

《評議員会の員数に係る経過措置》

一定の事業規模を超えない法人について、施行から3年間、評議員の数について4人以上とすることとしているが、この事業規模をどうするか。

■改正社会福祉法

(評議員の資格等)

第四十条 (略)

3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

(附則)

第十条 この法律の施行の際現に存する社会福祉法人であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えないものに対する新社会福祉法第四十条第三項の規定の適用については、施行日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「定款で定めた理事の員数を超える数」とあるのは、「四人以上」とする。

サービス活動収益階層ごとの法人数（全法人）

n=13,318法人

サービス活動収益計	全法人 (13,318法人)		
	法人数累計 (割合)	定員数 (平均)	箇所数 (平均)
1億円以下	2,984法人 (22.4%)	62	2.1
2億円以下	6,666法人 (50.1%)	100	2.6
3億円以下	8,262法人 (62.0%)	139	4.1
4億円以下	9,374法人 (70.4%)	141	5.0
5億円以下	10,293法人 (77.3%)	160	5.4
6億円以下	10,984法人 (82.5%)	192	6.8
7億円以下	11,456法人 (86.0%)	222	7.9
8億円以下	11,790法人 (88.5%)	240	8.9
9億円以下	12,061法人 (90.6%)	291	9.6
10億円以下	12,258法人 (92.0%)	311	10.1

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、**2** 各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書（平成25年度決算）から、集計・分析を行った。

サービス活動収益階層ごとの法人数（児童福祉事業）

n=13,318法人

サービス活動収益計	（再掲）児童福祉事業のみ （5,616法人）			（再掲）保育所のみ （3,358法人）			（再掲）児童養護施設のみ （107法人）		
	法人数累計 （割合）	定員数 （平均）	箇所数 （平均）	法人数累計 （割合）	定員数 （平均）	箇所数 （平均）	法人数累計 （割合）	定員数 （平均）	箇所数 （平均）
1億円以下	1,839法人 (32.7%)	68	1.4	1,308法人 (39.0%)	64	1.0	10法人 (9.3%)	43	1.3
2億円以下	4,379法人 (78.0%)	119	1.7	2,806法人 (83.6%)	116	1.1	71法人 (66.4%)	48	1.1
3億円以下	5,055法人 (90.0%)	214	2.7	3,126法人 (93.1%)	196	1.9	97法人 (90.7%)	73	1.2
4億円以下	5,317法人 (94.7%)	261	3.7	3,237法人 (96.4%)	267	2.6	101法人 (94.4%)	81	2.0
5億円以下	5,449法人 (97.0%)	344	4.1	3,296法人 (98.2%)	353	3.1	106法人 (99.1%)	108	1.6
6億円以下	5,512法人 (98.1%)	363	5.1	3,317法人 (98.8%)	377	3.4	106法人 (99.1%)	—	—
7億円以下	5,548法人 (98.8%)	463	5.9	3,334法人 (99.3%)	482	4.4	107法人 (100.0%)	250	3.0
8億円以下	5,568法人 (99.1%)	496	7.2	3,340法人 (99.5%)	593	5.3	107法人 (100.0%)	—	—
9億円以下	5,583法人 (99.4%)	640	7.3	3,346法人 (99.6%)	591	5.7	107法人 (100.0%)	—	—
10億円以下	5,595法人 (99.6%)	597	10.3	3,349法人 (99.7%)	472	5.7	107法人 (100.0%)	—	—

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書（平成25年度決算）から、集計・分析を行った。³

サービス活動収益階層ごとの法人数（高齢者福祉事業）

n=13,318法人

サービス活動収益計	（再掲）高齢者福祉事業のみ （2,801法人）			（再掲）特養等のみ （784法人）		
	法人数累計 （割合）	定員数 （平均）	箇所数 （平均）	法人数累計 （割合）	定員数 （平均）	箇所数 （平均）
1億円以下	242法人 (8.6%)	53	2.0	53法人 (6.8%)	77	1.1
2億円以下	579法人 (20.7%)	57	2.3	140法人 (17.9%)	45	1.0
3億円以下	927法人 (33.1%)	77	3.1	290法人 (37.0%)	71	1.0
4億円以下	1,358法人 (48.5%)	102	3.9	454法人 (57.9%)	95	1.0
5億円以下	1,795法人 (64.1%)	124	4.3	610法人 (77.8%)	113	1.2
6億円以下	2,108法人 (75.3%)	151	5.1	689法人 (87.9%)	142	1.4
7億円以下	2,298法人 (82.0%)	178	6.0	721法人 (92.0%)	155	1.5
8億円以下	2,424法人 (86.5%)	204	6.9	738法人 (94.1%)	187	1.5
9億円以下	2,510法人 (89.6%)	232	7.2	757法人 (96.6%)	231	1.8
10億円以下	2,581法人 (92.1%)	251	8.5	767法人 (97.8%)	239	2.1

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書（平成25年度決算）から、集計・分析を行った。

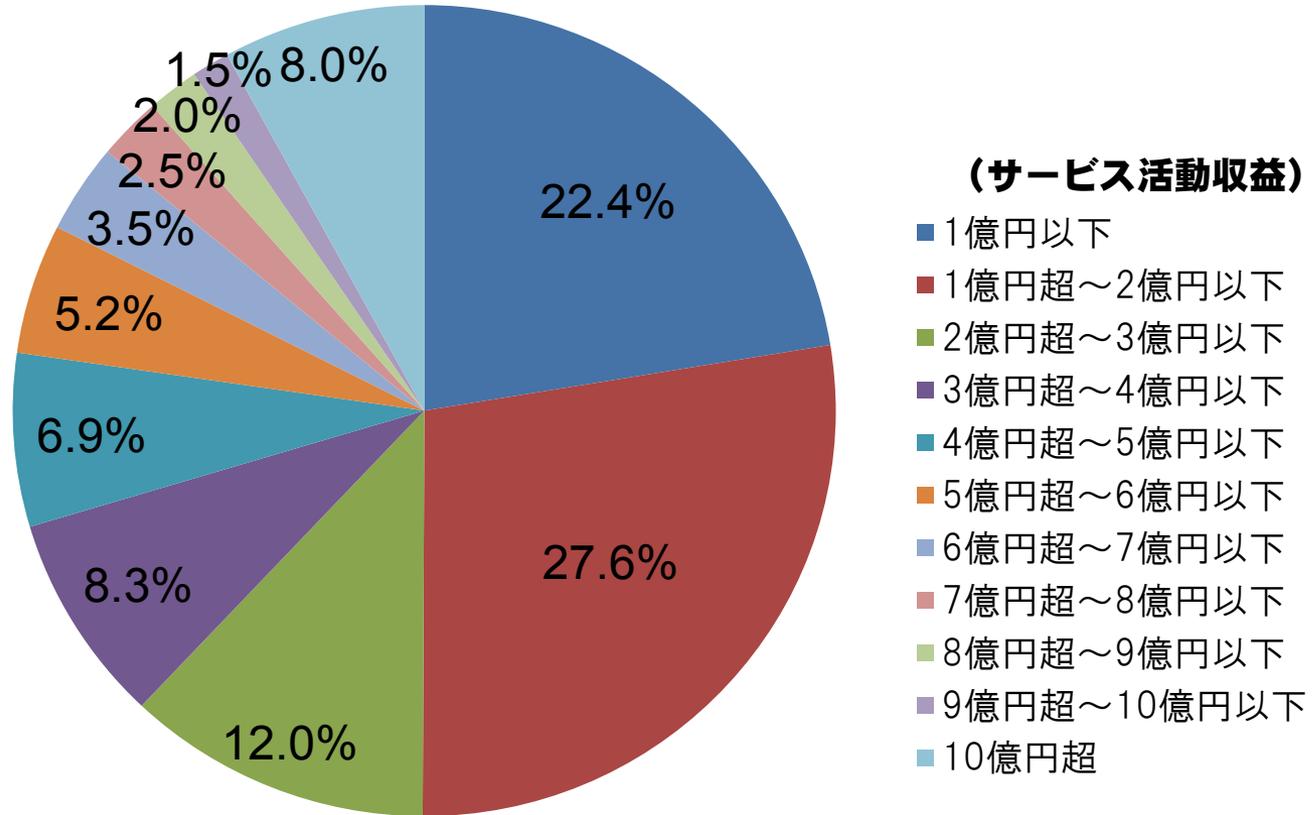
サービス活動収益階層ごとの法人数（障害者福祉事業）

n=13,318法人

サービス活動収益計	（再掲）障害者福祉事業のみ （1,161法人）			（再掲）障害者支援施設等のみ （146法人）		
	法人数累計 （割合）	定員数 （平均）	箇所数 （平均）	法人数累計 （割合）	定員数 （平均）	箇所数 （平均）
1億円以下	432法人 (37.2%)	33	2.0	11法人 (7.5%)	37	2.0
2億円以下	705法人 (60.7%)	60	3.8	37法人 (25.3%)	52	2.1
3億円以下	879法人 (75.7%)	93	4.9	84法人 (57.5%)	90	3.0
4億円以下	978法人 (84.2%)	106	5.5	105法人 (71.9%)	92	3.0
5億円以下	1,037法人 (89.3%)	130	5.6	120法人 (82.2%)	124	4.0
6億円以下	1,068法人 (92.0%)	170	9.5	129法人 (88.4%)	142	5.9
7億円以下	1,093法人 (94.1%)	200	9.2	137法人 (93.8%)	205	8.5
8億円以下	1,108法人 (95.4%)	232	10.9	138法人 (94.5%)	381	12.0
9億円以下	1,119法人 (96.4%)	239	10.2	141法人 (96.6%)	252	8.7
10億円以下	1,125法人 (96.9%)	256	11.8	142法人 (97.3%)	347	25.0

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書（平成25年度決算）から、集計・分析を行った。

「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



n=13,318法人

平均：4億円 (407,717,572円)

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書（平成25年度決算）から、集計・分析を行った。

《会計監査人の設置法人》

一定の事業規模を超える法人に会計監査人の設置を義務付けているが、この事業規模をどうするか。

■改正社会福祉法

(会計監査人の設置義務)

第三十七条 特定社会福祉法人(その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人をいう。第四十六条の五第三項において同じ。)は、会計監査人を置かなければならない。

◆福祉部会報告書

【会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲】

会計監査人の設置を義務付ける法人の範囲については、監査に対応できる事務処理の態勢と監査費用の負担能力、所轄庁の監査との役割分担等を考慮し、以下の要件のいずれかに該当する法人とすることが適当である。

- ①収益(事業活動計算書におけるサービス活動収益)が10億円以上の法人(当初は10億円以上の法人とし、段階的に対象範囲を拡大)
- ②負債(貸借対照表における負債)が20億円以上の法人

会計監査人の設置規模について

対象法人：13,318法人（全法人数：20,067法人）
 収益10億円以上の法人：1,060法人（13,318法人中）

収益	法人数									定員数 (1法人当たりの平均)
	法人数	(参考) 累計			児童福祉事業のみ	老人福祉事業のみ	障害者福祉事業のみ	その他事業のみ	複数事業	
		法人数 (13,318法人ベース)	法人数 (20,067法人ベース)	対象法人に対する割合						
100億円以上	12	12	18	0.1%	0	0	0	0	12	1,811
90億円以上	5	17	26	0.1%	0	0	0	0	5	1,335
80億円以上	3	20	30	0.2%	0	0	0	0	3	1,277
70億円以上	2	22	33	0.2%	0	0	0	0	2	1,997
60億円以上	6	28	42	0.2%	0	1	1	0	4	1,003
50億円以上	24	52	78	0.4%	0	1	0	1	22	916
40億円以上	34	86	130	0.6%	0	2	0	1	31	1,128
30億円以上	50	136	205	1.0%	0	6	0	1	43	888
20億円以上	161	297	448	2.2%	2	25	6	3	125	645
10億円以上	763	1,060	1,597	8.0%	19	185	29	22	508	401
9億円以上	197	1,257	1,894	9.4%	12	71	6	4	104	311

※ 収益10億円以上の法人のほかに負債20億円以上の法人を加えた場合は、1,086法人（13,318法人ベース：8.2%）であり、20,067法人ベースにした場合には、1,636法人となる。

※ 社会福祉法人が、社会福祉法第59条第1項に基づき、各所轄庁に対して届け出た現況報告書等について、各所轄庁の協力を得て収集し、そのうちの事業活動計算書（平成25年度決算）から、集計・分析を行った。

《控除対象財産の算定方法》

いわゆる控除対象財産の算定方法をどうするか。

■改正社会福祉法

(社会福祉充実計画の承認)

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日(同号において「基準日」という。)において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業(以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。)の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業(同項第一号において「新規事業」という。)の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。

- 一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
- 二 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

◆福祉部会報告書

【内部留保の明確化】

控除対象財産額は、

- ① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等（土地、建物、設備等）、
- ②現在の事業の再生産に必要な財産（建替、大規模修繕に必要な自己資金）、
- ③必要な運転資金（事業未収金、緊急の支払いや当面の出入金のタイムラグへの対応）

を基本に算定することが考えられる。

これらは、内部留保を的確に明確化するに当たっての要となる部分であるので、その詳細な内容については、制度実施までの間に、専門的な見地から検討の上、整理する必要がある。

- 社会福祉法人の①すべての財産(基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。)を対象に、②事業継続に必要な財産(控除対象財産)と余剰財産を区分し、余剰財産を③再投下対象財産として位置づける。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{①}$$

② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

(考え方)

- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 設備

※社会福祉法に基づく事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う

*基本金及び国庫補助等特別積立金との重複部分は調整

② 再生産に必要な財産

(考え方)

- ・ 建替、大規模修繕
- ・ 設備等の更新

※再生産に必要な財産については、補助金、融資の活用を考慮した算出基準を適用

③ 必要な運転資金

(考え方)

- ・ 事業未収金
- ・ 緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

③ 再投下対象財産

*負債との重複部分については調整。

控除対象財産① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

(算出方法)

- (1) 財産目録から、現に社会福祉事業等に活用している財産を判定(判定にあたっては、通知等で一定の基準を示す)
- (2) 対応する負債等の重複を控除する。

(財産目録イメージ)

財 産 目 録 (記載例)

平成 年 月 日現在

(単位:円)

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	-
普通預金	〇〇銀行〇〇支店	-	運転資金として	-	-	-
事業未収金		-	〇月分介護料	-	-	-
.....	-	-	-	-
流動資産合計						
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	所在地番〇〇 地目〇〇	-	第1種社会福祉事業である、 〇〇施設に使用している	-	-	-
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇	19●●年度	第1種社会福祉事業である、 〇〇施設に使用している	1,200,000,000	700,000,000	500,000,000
建物	所在▲▲ 家屋番号▲▲ 種類▲▲	19××年度	第1種社会福祉事業である、 ▲▲施設に使用している	800,000,000	400,000,000	400,000,000
定期預金	〇〇銀行〇〇支店	-	寄附者により〇〇事業に使用す ることが指定されている	-	-	-
.....	-	-	-	-
基本財産合計						
(2) その他の固定財産						
車両運搬具	(車種)〇〇他3台 (車輛No.)...	-	利用者送迎用車両	10,000,000	3,000,000	7,000,000
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店	-	〇〇事業の積立資産であり、資 産取得資金として管理されてい る預金	-	-	-
土地	所在〇〇	-	5年後に開設する〇〇事業のた めの用地	-	-	-
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇	20●●年度	社会福祉施設以外(訪問介護事 業所等)の第2種社会福祉事業 に使用している	900,000,000	200,000,000	700,000,000
.....	-	-	-	-

控除対象	控除対象額
------	-------

×	
×	
×	

○	
○	
○	
○	

○	
×	
×	
○	

⋮

控除対象財産② 固定資産の再取得に必要な財産

(算出方法(イメージ))

再取得に必要な財産

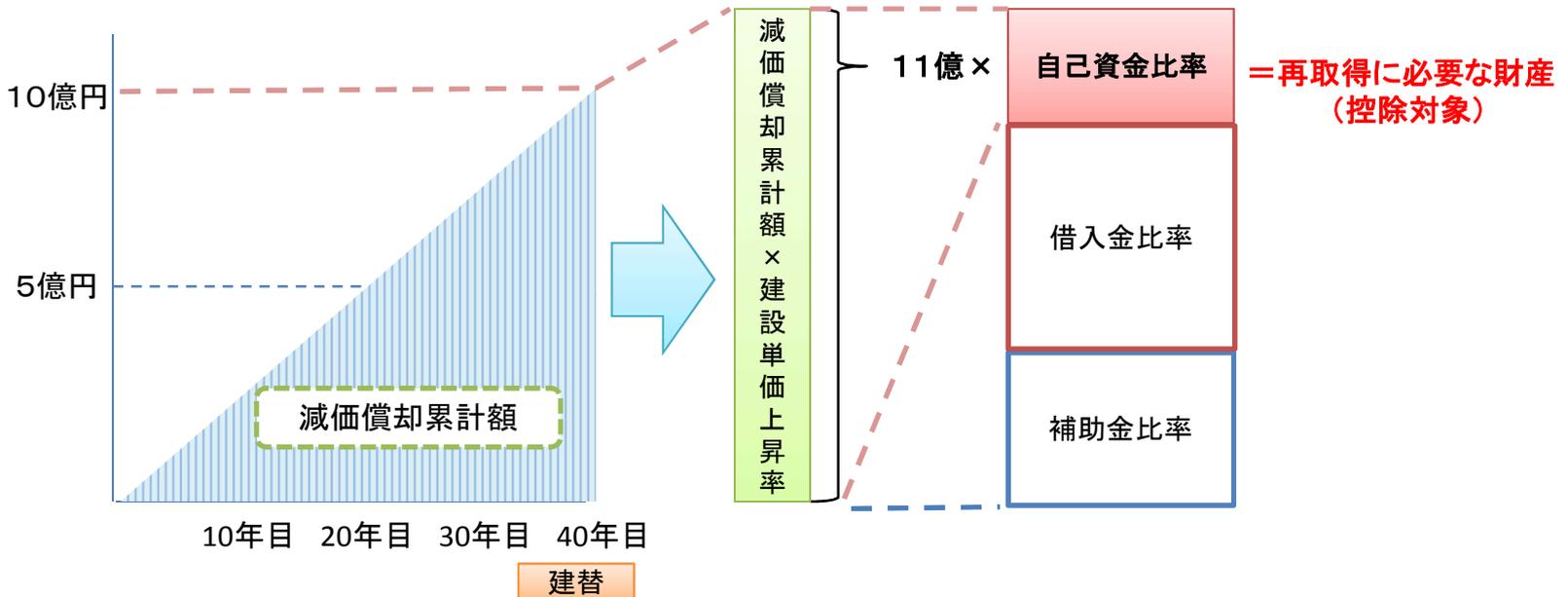
$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha(\text{修繕等})$$

○減価償却により法人内に自己資金が蓄積され、建てかえ時期(おおむね40年経過後)には、現在の建物と同等の建て替えを行うための資金が法人内部に留保される。

○法人に蓄積される建て替え費用は建設時の水準であることから、建設単価上昇率を考慮する。



○減価償却累計額(建設単価上昇分を含む)には、補助金、借入金、自己資金によるものが含まれており、建て替え時に補助金や借入金を活用することを前提にすれば、法人が再生産のために内部留保すべき額は減価償却累計額に一般的な自己資金比率を乗じた額となる。



《地域協議会》

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成にあたって、「地域協議会」等の意見を聞くこととされているが、この地域協議会については、どのような形とするのが適当か。

■改正社会福祉法

（社会福祉充実計画の承認）

第五十五条の二（略）

- 6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

◆福祉部会報告書

【「地域協議会」について】(抄)

「地域協議会」は、所轄庁が地域ケア推進会議等の既存の協議会を活用するなどして開催することとし、その運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定される。具体的には、各協議会の代表者、地域住民、所轄庁・関係市町村等が参加し、「地域における公益的な取組」を実施しようとする社会福祉法人が、可能な範囲で制度横断的に地域における福祉ニーズを把握できる場を設けることが基本であるが、各地域における福祉に関する協議会の設置状況、活動状況を踏まえた柔軟な運用を認める必要がある。また、既存の福祉に関する協議会の多くは地方公共団体が設置するものであることから、円滑に地域ニーズを把握する機会を得られるよう所轄庁において関係市町村と連携することが求められる。

「地域協議会」について

機能及び役割

- 社会福祉法人が社会福祉充実計画の作成に当たって、改正法案第55条の2第6項の規定により求められる意見聴取は、地域協議会が行う。

(参考)社会福祉法改正法案第55条の2第6項

社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かなければならない。

- また、この「地域協議会」の枠組みを、社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映される機会とすることが考えられる。
- 地域協議会には以下のような機能が考えられる。
 - ①「地域における公益的な取組」に係る地域における福祉ニーズの把握
 - ②「地域における公益的な取組」の実施体制の調整等
 - ③「地域における公益的な取組」の実施状況の確認

地域協議会の制度化に関する基本的考え方

- 法人による地域のニーズの把握及び所轄庁による社会福祉充実計画の承認を円滑に行うことができる仕組みとする。
- 地域協議会は、法人が「地域における公益的な取組」や改正後の法第55条の2に基づき「地域公益事業」を実施する際、制度横断的に福祉ニーズを把握できる場として設けることが基本であるが、福祉ニーズを把握する機能を有する既存の組織・協議会等の活動状況等を踏まえた運用を認める。

「地域協議会」の具体例

開催の主体

○ 所轄庁が地域の実情に応じて判断することとなるが、以下のような例が想定される。

(例1) 市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画策定委員会等を活用して開催

(例2) 生活支援体制整備事業における協議体(介護保険制度)等の既存の協議会を活用し、構成員に他の福祉分野の有識者を追加するなどして開催するケース

構成メンバー

○ 地域協議会の構成メンバーとしては以下のような者が想定される。

- ・ 福祉各分野のサービスにおいて地域のニーズの把握や行政計画の策定・サービス内容の決定等の役割を持つ会議体(市町村単位)の関係者
 - ※ 各種協議会、地域包括支援センター、自立相談支援機関(生活困窮者自立支援法) 等
- ・ 学識経験者
- ・ 保健医療福祉関係者
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ サービスを受ける立場の住民(子育て世帯、高齢者、障害者 等)
- ・ 市町村、都道府県(各福祉サービス等所管部局)
- ・ 社会福祉協議会

6. 内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下

(4) 「地域協議会」について

- ・ 社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう、「地域協議会」を開催することが適当である。

- ・ 「地域協議会」の機能としては、

- ① 社会福祉法人が実施する「地域における公益的な取組」に係る地域における福祉ニーズの把握、

- ② 「地域における公益的な取組」の実施体制の調整等(複数の法人が連携・協働した事業の実施についての検討・調整)

- ③ 「地域における公益的な取組」の実施状況の確認

が考えられ、「地域協議会」が社会福祉法人による地域福祉活動の推進の基盤となることが期待される。

- ・ 「地域協議会」は、所轄庁が地域ケア推進会議等の既存の協議会を活用するなどして開催することとし、その運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定される。

具体的には、各協議会の代表者、地域住民、所轄庁・関係市町村等が参加し、「地域における公益的な取組」を実施しようとする社会福祉法人が、可能な範囲で制度横断的に地域における福祉ニーズを把握できる場を設けることが基本であるが、各地域における福祉に関する協議会の設置状況、活動状況を踏まえた柔軟な運用を認める必要がある。

また、既存の福祉に関する協議会の多くは地方公共団体が設置するものであることから、円滑に地域ニーズを把握する機会を得られるよう所轄庁において関係市町村と連携することが求められる。

社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会の設置について

1. 設置趣旨

- 社会福祉法等の一部を改正する法律の成立に伴い、今般、福祉部会を再開し、制度改革に係る重要事項(控除対象財産の考え方、小規模法人の特例の範囲、会計監査人の設置義務対象の範囲)の審議を行うこととしているが、専門的・技術的な検討を要すると考えられる、会計監査関係や控除対象財産関係等の検討項目については、当検討会において、一定の専門的・技術的整理を行うこととする。
- なお、当検討会における議論については、適宜、福祉部会に報告することとする。

2. 検討課題

- (1) 会計監査等に係る次の①から④に掲げる事項とする。
 - ① 会計監査人候補者の選び方
 - ② 会計監査の実施範囲(証明範囲の設定)
 - ③ 会計監査の実施内容(重点監査項目の設定)
 - ④ 会計監査人非設置法人に対する専門家の活用方法
- (2) 控除対象財産等に係る次の①から②に掲げる事項とする。
 - ① 控除対象財産の算定ルール
 - ② 控除対象財産の算定に用いる各種係数の設定の考え方
- 上記の外、必要に応じて専門的見地から検討が必要な項目を検討するものとする。

3. 検討会メンバー

- (1) 財務に関する専門的知見を有する者
- (2) 有識者
- (3) 法人を経営する者